

2023 Takanabe Shinkin Bank

高鍋信用金庫 令和5年9月期 半期ディスクロージャー誌



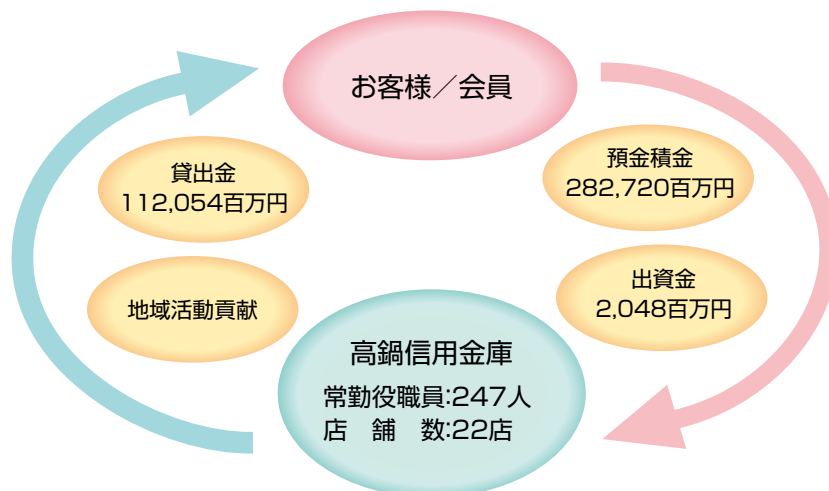
Takanabe Shinkin Bank



日頃より、皆様には格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、「地元でお預けいただいた大切なお金は、地元の皆様にお役に立つためにお使いいただく」という地元金融機関としての役割を果たすべく、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

■ 地域とのふれあいと社会貢献活動



高鍋信用金庫営業地域

宮崎県 児湯郡・日向市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町・東臼杵郡諸塚村・東諸県郡・
宮崎市・西都市・延岡市(旧延岡市に限る)・小林市・えびの市・都城市・西諸県郡・北諸県郡
鹿児島県 始良郡湧水町(旧吉松町に限る)

『たかしん感謝デー』 第2木曜日

全店舗・全役職員による各店舗近隣の清掃活動を実施しています。



『こども110番』

バイク後方のトランク面に『こども110番』のステッカーを貼り、営業活動のなかで幼児や小学生などに注意しながら、下校時などに不審者や変質者から子供たちを守るよう心がけています。



『地域とのふれあい』

職員自身も居住地での自治公民館活動や各種グループ活動の一員として積極的に参加し、地域とのふれあいを大切に、地域社会の一員として地域のお祭り、イベント等諸行事にも積極的に参加しております。



蚊口浜ビーチクリーン活動



日向十五夜祭り

信用金庫の制度

信用金庫は、一定地域内の中小企業者や地域住民を会員とした、会員制度による協同組織の金融機関です。地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関であり、株主の利益が優先され、大企業を主な取引先とする株式会社の銀行とは制度・運用の面で異なる独自の性格を備えています。

会員資格

信用金庫の営業地域にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方は会員になることができます。ただし、個人事業者で常時使用する従業員が300人を超える場合、また、法人事業者で常時使用する従業員が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合には、会員となることはできません。

業績について

収益の状況

(単位:百万円)

	2021年9月末	2022年9月末	2023年9月末
業 務 純 益	241	215	71
実 質 業 務 純 益	241	215	71
コ ア 業 務 純 益	126	226	270
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	100	226	270
経 常 利 益	337	319	349
当 期 純 利 益	323	303	343

※コア業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券5勘定戻

(国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却)

※上記計数につきましては、仮決算のため監査法人による監査を受けておりません。

預金・積金、貸出金残高の推移

(単位:百万円)

	2022年9月末	2023年3月末	2023年9月末
預 金 ・ 積 金	281,297	281,686	282,720
要 求 性 預 金	125,805	127,588	129,829
定 期 性 預 金	155,492	154,099	152,891

(単位:百万円)

	2022年9月末	2023年3月末	2023年9月末
貸 出 金	107,946	112,055	112,054
割 引 手 形	68	65	46
手 形 貸 付	2,875	3,371	2,660
証 書 貸 付	97,209	100,898	101,598
当 座 貸 越	7,792	7,720	7,748

〔預金・積金〕

2023年9月末の預金・積金残高は対前年同期(2022年9月末)比1,423百万円の増加で0.51%の増加率となりました。科目別に見ると、当座預金・普通預金等の要求性預金が4,024百万円の増加で3.20%の増加率となり、定期預金・定期積金の定期性預金が2,600百万円の減少で1.67%の減少率となりました。

〔貸出金〕

2023年9月末の貸出金残高は対前年同期(2022年9月末)比4,108百万円の増加で3.81%の増加率となりました。科目別に見ると、割引手形22百万円の減少で32.35%の減少率、手形貸付215百万円の減少で7.48%の減少率、証書貸付4,389百万円の増加で4.52%の増加率、当座貸越44百万円の減少で0.56%の減少率となりました。

業種別貸出金の残高推移

(単位:百万円、%)

	2023年3月末		2023年9月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製造業	1,772	1.58	1,665	1.48
農業、林業	2,528	2.25	2,624	2.34
漁業	997	0.88	769	0.68
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.00	2	0.00
建設業	5,338	4.76	4,849	4.32
電気、ガス、熱供給、水道業	1,711	1.52	1,638	1.46
情報通信業	75	0.06	85	0.07
運輸業、郵便業	649	0.57	650	0.58
卸売業、小売業	2,627	2.34	2,463	2.19
金融業、保険業	2,855	2.54	3,651	3.25
不動産業	14,421	12.86	15,190	13.55
物品賃貸業	144	0.12	123	0.10
学術研究、専門、技術サービス業	216	0.19	206	0.18
宿泊業	1,608	1.43	845	0.75
飲食業	1,963	1.75	1,920	1.71
生活関連サービス業、娯楽業	1,277	1.13	1,128	1.00
教育、学習支援業	493	0.43	433	0.38
医療、福祉	1,932	1.72	1,874	1.67
その他のサービス	2,696	2.40	2,451	2.18
小計	43,312	38.65	42,575	37.99
地方公共団体	13,585	12.12	13,111	11.70
個人(住宅、消費、納税資金等)	55,156	49.22	56,367	50.30
合 計	112,055	100.00	112,054	100.00

事業者の中では不動産業が13.55%で最も高く、事業者以外では地方公共団体が11.70%、個人(住宅、消費、納税資金等)が50.30%、となっています。

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

内部統制の強化に向けて

近年、よく耳にする言葉に「内部統制」という言葉があります。

内部統制とは「組織内部で法律違反や不正な行為が行なわれたり、ミスやエラーが発生したりすることを防ぎ、健全な組織活動を維持していくための仕組み」であると解されます。

そして、この仕組みを有効に機能させるためには、予め定められた適切なルールや基準、手続きに従ってすべての業務が正しく遂行されることが必要であり、各種業務のリスクを洗い出したうえで、内部統制の整備状況や運用状況を継続的に監視および評価していくことが重要なこととなります。

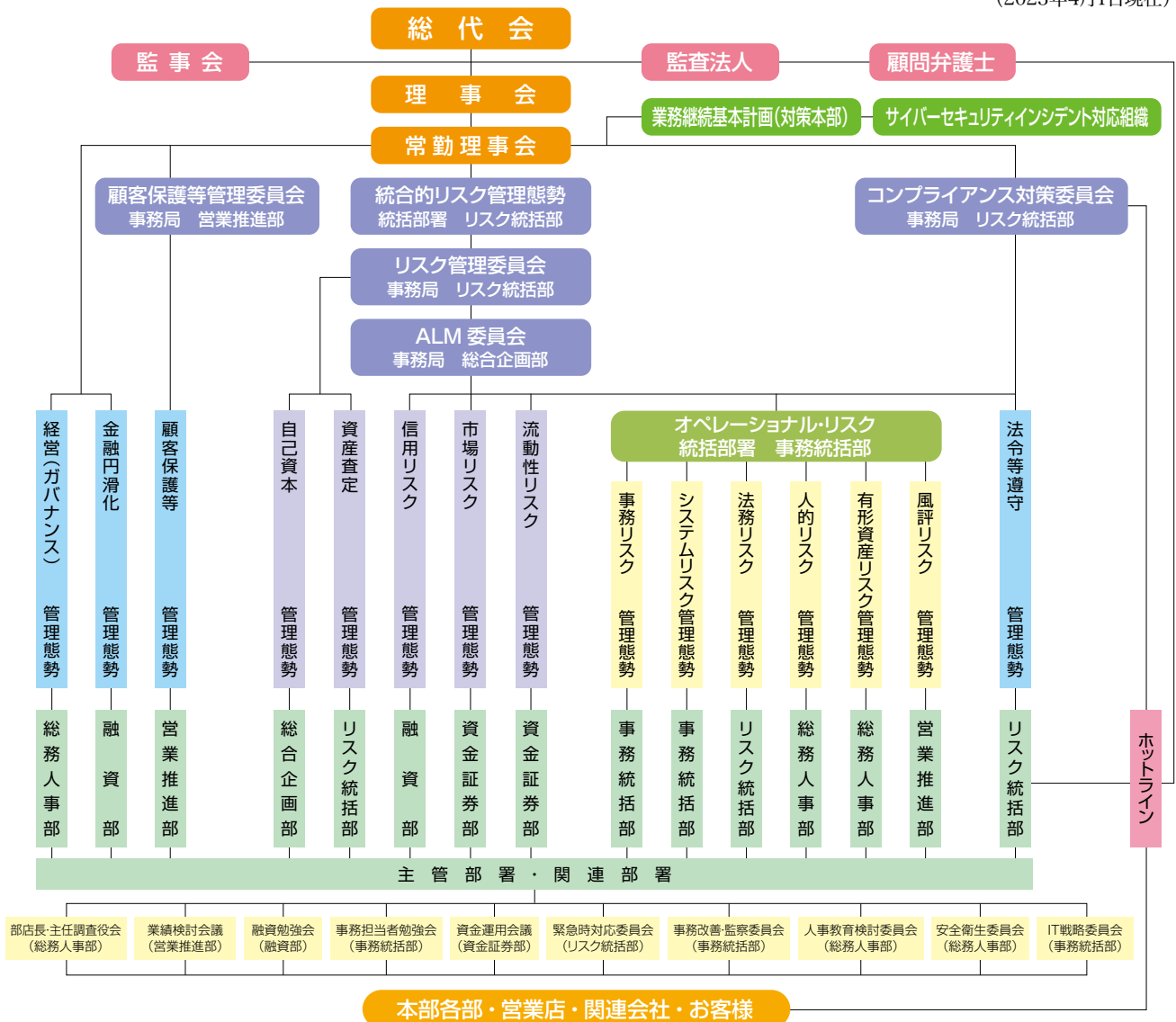
当金庫におきましては、「内部管理基本方針」及びカテゴリー毎のリスク管理基本方針に基づき業務の適切性の確保を目指し取り組んでおります。

内部統制に基づくリスク管理体制

内部統制に基づくリスク管理体制を下図のように定め、主管部署を中心としたカテゴリー毎のリスク管理に取り組んでおります。

内部統制に基づくリスク管理体制図

(2023年4月1日現在)



■ 単体自己資本比率(国内基準)

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を測る重要な指標の一つであり、2023年9月期における当金庫の自己資本比率は13.82%となりました。国内で業務を行う信用金庫に求められている自己資本比率の4%を大きく上回っており、経営の健全性を維持しています。

(単位:百万円、%)

	2023年3月末	2023年9月末
① コア資本に係る基礎項目の額	15,170	15,499
② コア資本に係る調整項目の額	786	779
③ 自己資本額(① - ②)	14,384	14,720
④ リスク・アセット等	105,562	106,468
⑤ 自己資本比率(③ / ④ × 100)	13.62	13.82

■ 定量的な開示事項

・自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年3月末		2023年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①信用リスクに対する所要自己資本の額	99,494	3,979	100,400	4,016
②オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,067	242	6,067	242
③単体総所要自己資本額	105,562	4,222	106,468	4,258

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

3. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

■ 信用金庫開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

※単位未満切捨てのため合計が一致しない欄があります

(単位:百万円、%)

区 分	2023年3月		2023年9月				保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/((a)-(c))
	開示債権 (a)	開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,698	746	746	473	273	100.00%	100.00%	
危険債権	721	1,065	838	651	187	78.68%	45.19%	
要管理債権	419	229	87	77	10	38.04%	6.74%	
三月以上延滞債権	—	9	9	9	—	100%	—	
貸出条件緩和債権	419	220	78	67	10	35.46%	6.74%	
小 計 (A)	2,839	2,042	1,672	1,202	470	81.90%	56.01%	
正 常 債 権 (B)	109,825	110,614						
総与信残高(A)+(B)	112,664	112,657						
開 示 債 権 比 率	2.52%	1.81%						

当金庫では、経営の健全性を高めるために厳格な自己査定を実施しており、その結果金融再生法の不良債権は2,042百万円となりました。この融資先に将来もし倒産でもあった場合、当金庫の経営に影響が及ばないよう、引当金総額470百万円にて、確実な担保・保証でカバーされている部分を含め81.90%の保全ができています。

■用語の説明

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

■ 有価証券の時価及び評価損益

・その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2023年3月末				2023年9月末			
	時 価	時価差額	うち益	うち損	時 価	時価差額	うち益	うち損
その他有価証券	113,375	▲3,210	807	4,018	99,919	▲4,902	459	5,361
株 式	355	▲3	0	3	362	2	2	0
債 券	85,082	▲1,901	602	2,504	71,189	▲3,272	244	3,517
そ の 他	27,938	▲1,306	205	1,511	28,368	▲1,632	213	1,844

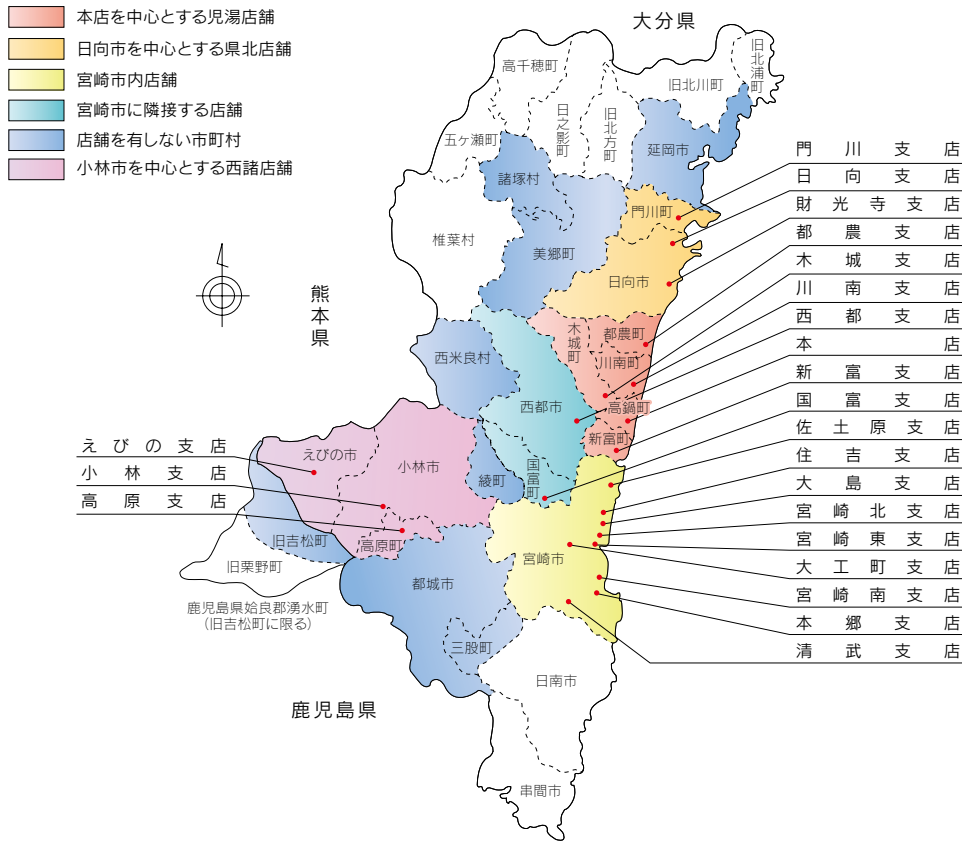
・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2023年3月末				2023年9月末			
	帳簿価格	含み損益	うち益	うち損	帳簿価格	含み損益	うち益	うち損
満期保有の債券	400	2	2	0	10,923	▲253	0	253

売買目的有価証券、子会社・関連会社株式は該当ございません。

■ 営業店舗一覧



■ 本店	児湯郡高鍋町大字高鍋町673番地 TEL.0983-22-2222 FAX.22-5473	■ 財光寺支店	日向市大字財光寺248番地1 TEL.0982-54-2222 FAX.52-1697
■ 新富支店	児湯郡新富町富田二丁目91番地 TEL.0983-33-2222 FAX.33-5236	■ 宮崎南支店	宮崎市恒久二丁目15番地19 TEL.0985-51-2222 FAX.52-6813
■ 木城支店	児湯郡木城町大字高城1235番地5 TEL.0983-32-2222 FAX.32-2497	■ 国富支店	東諸郡国富町大字本庄1954番地8 TEL.0985-75-2262 FAX.75-8895
■ 川南支店	児湯郡川南町大字川南17701番地53 TEL.0983-27-2222 FAX.27-2017	■ 門川支店	東臼杵郡門川町西栄町一丁目2番3 TEL.0982-63-5800 FAX.63-6706
■ 都農支店	児湯郡都農町大字川北4601番地2 TEL.0983-25-2222 FAX.25-3069	■ 大工町支店	宮崎市松橋二丁目176番地1 TEL.0985-26-2240 FAX.26-2197
■ 日向支店	日向市鶴町二丁目2番 TEL.0982-53-2222 FAX.52-3651	■ 本郷支店	宮崎市大字本郷南方字石原2101番地1 TEL.0985-56-5411 FAX.56-3934
■ 佐土原支店	宮崎市佐土原町松小路5番地1 TEL.0985-73-2222 FAX.73-3600	■ 清武支店	宮崎市清武町西新町10番地7 TEL.0985-85-6333 FAX.85-5599
■ 宮崎北支店	宮崎市神宮東一丁目5番25号 TEL.0985-26-2222 FAX.29-1220	■ 大島支店	宮崎市阿波岐原町火切塚1459番地3 TEL.0985-27-2266 FAX.27-6200
■ 住吉支店	宮崎市大字島之内7156番地1 TEL.0985-39-2222 FAX.39-2689	■ 小林支店	小林市細野2258番地1 TEL.0984-23-3181 FAX.23-4751
■ 宮崎東支店	宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地の3 TEL.0985-28-2222 FAX.26-8579	■ 高原支店	西諸郡高原町大字西麓989番地3 TEL.0984-42-1050 FAX.42-4906
■ 西都支店	西都市大字妻1677番地1 TEL.0983-42-2222 FAX.42-3349	■ えびの支店	えびの市大字栗下167番地3 TEL.0984-35-1011 FAX.25-4061



2023年度上半期ディスクロージャー誌

(編集・発行 高鍋信用金庫 総合企画部)

〒884-8666 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673 TEL.0983-32-0693 FAX.0983-23-3527
http://www.takanabe-shinkin.jp